

中小企業政策の視点からの新しい会社法制 のあり方について

平成 15 年 5 月
中小企業政策審議会
企業制度部会

1．検討の経緯

1．法制審議会の動向

昨年秋より、法制審議会会社法部会において、平成17年通常国会への法案の提出を目途として、会社法制の現代語化（ひらがな化）、商法第2編・有限会社法・商法特例法を含めた会社法制全体の見直し（会社法制の現代化）が検討されている。

法制審議会によると、今回の見直しの背景として、以下の二点の理由から、現行会社法制が利用者にとってわかりにくくなっていることが指摘されている。

現行商法は片仮名の文語体で標記されていること

商法本体に株式会社、合名会社、合資会社についての規定が置かれ、有限会社については有限会社法、監査に関しては商法特例法があり、会社法制が複雑になっていること

また、近時経済情勢の変化に対応して、短期間に多数の改正が行われたため、会社法制全体の整合性を図るという観点から、これを全面的に見直す必要があるとも指摘されている。

2．中小企業政策審議会企業制度部会における検討

中小企業政策審議会においても、平成13年、平成14年の商法改正に際して、中小企業の立場から商法改正に関する審議を行い、平成13年1月に、「中小企業政策の視点からの商法改正について」を取りまとめ法制審議会に提言をしてきたところである。

そこでの論点は、おおむね実現されたものの、まだ残された課題も存在する。

また、同提言では、中長期的な課題として、有限会社と非公開の株式会社の実態が近づいていることに鑑み、中小企業の実態に即した新たな会社法制の検討を行うべきこととしている。

今次改正は21世紀の会社法制の方向性を決定する大改正となるものと考えられる。活力ある中小企業が事業を円滑に実施することができるよう、会社法の目的を達成するための仕組みとして、個々のルールが中小企業の現実の姿に適合した形で設定されているかについて総点検することが望まれる。

このため、中小企業政策審議会において、改めて中小企業の立場からの商法改正について検討し、提言としてとりまとめることとなった。

本提言は、今後法制審議会等各方面に働きかけていくものとする。

2．基本的な問題意識

【現行会社法制の問題点】

1．会社法法制の枠組みの画一性

現行会社法制は、「株式会社＝大規模・公開会社」、「有限会社＝小規模・閉鎖的な会社」という想定のもと、会社形態・規模によって多様な中小企業に対し画一的に規定している。

一方、現実には、規模が小さく社員数も少数の企業が、有限会社ではなく株式会社形態を選択している例が多数存在している。

そのため、必ずしも法の想定と実態が合っていない面があり、中小企業にとって必要性が感じられない規制が存在し、経営上の自由な選択が阻害されている。

（中小企業庁によるヒアリングより）

「会社の機関の設計の自由度の高さから有限会社を選んだが、社債を発行することができない。」

「小資本でネットビジネスの会社を立ち上げ、将来株式公開を目指しているが、株式会社は最低資本金規制が厳しいため有限会社から始めざるを得ない。」

2．経済活動の活性化を阻害する過剰な規制

現行会社法制には、「債権者保護」や「株主と経営者の利害調整」という目的を達成するための規制があるが、現実には守られていないものも多い。商法規制の不遵守は、特に経営において紛争が生じた際に係争の材料となることが多い。また、名目的に置かれた取締役や監査役に対する責任が追及されるなどの弊害が存在する。

こうした事態が起こるのは、中小企業の実態に照らして会社法制の規制が過剰なものとなっており、経済活動の活性化を阻害、又は中小企業にとって必要性が感じられないものとなっているためと考えられる。

（中小企業庁によるヒアリングより）

「株主と取締役が一致しており、長期にわたり取締役を変更する予定がないので、取締役の任期規制は実質的な意味が感じられない上、再任の手間と費用がかかる。」

「取締役会の開催義務違反等、普段守られていない部分が内部紛争の際の訴訟に突然持ち出される。」

３．会社形態に対するイメージから来る問題

また、現行有限会社は、対外的な信用力・企業イメージが株式会社に劣後すると受け止められる傾向があり、その結果小規模であっても株式会社を選択する企業が多くなるなど、会社形態の選択にひずみが生じている。

（中小企業庁によるヒアリングより）

「取引先の大手企業から株式会社でないと取引できないと指摘されたため有限会社の事業の一部を行う株式会社を新たに設立した。」

「会社の対外的な信用を高めるために株式会社になったが、複雑な機関の必要性を感じない。数を合わせるためやむを得ず名目的な取締役・名目的な監査役を置いている。」

【検討の視点】

1．現在法制審議会会社法部会で検討が進められている商法の現代化は、21世紀にふさわしい会社法制を確立するため期待されているものである。上記のような問題点を解消するためには、まず有限責任の下で運営される会社を守るべき必要最低限のルールを明確にする必要がある。全ての会社が従うべき基本的な法制度としての規制内容を明確にした上で、成長する中小企業がその時々の実態・成長段階に応じて、最も適した運営ルールを選択できるようにすべきである。これにより、中小企業にとって商法が身近なものとなるとともに、より機動的・弾力的な経営が可能となり、中小企業の創業や経営革新が進めやすくなることが期待される。

2．中小企業の大部分は、株式（持分）が譲渡制限されている。こうした譲渡制限会社（譲渡制限株式会社及び有限会社、以下同じ）は、株主（社員）も限られ、また、家族や知人が株主（社員）となっている例が太宗を占めており、一般に株主と経営者の信頼関係が強い。現行会社法制は、所有と経営が分離した公開会社を念頭においており、会社法制を譲渡制限会社の実態に即して見直していくことが必要である。

3．見直しの検討は、会社法の個々の規定の目的に応じて検討することが必要である。具体的には、

債権者保護を目的とする規制については、債権者保護に問題がないかについて検証しながら、過剰な規制は中小企業の実態を考慮して緩和していくことが必要である。

譲渡制限株式会社と有限会社の実態を見ると、両者間にほとんど差異が無い場合も見受けられる。「中小企業政策の視点からの商法改正について（平成13年1月）」においても、両者を統一的な視点から見直し、中小企業の実態に相応しい会社法制を整備することが中長期的な課題とされている。

したがって、有限責任制の担保という観点から、現行の有限会社の規制の

レベルに譲渡制限株式会社の規制をあわせる方向で見直すべきである。

出資者と経営者の利害調整のための規制については、会社内部の問題であり、多様な中小企業が会社形態や経営手法について自らの実態にあった選択ができるようにすべきである。会社形態や規模による選択肢の制限を撤廃し、定款の定めによって企業が自主的に組織や運営方法について制度設計できるよう定款自治の範囲を拡大する必要がある。

会社形態の名称・法形式等については、対外的な印象により企業形態の選択にひずみが生じないようにすることが必要である。

4．もとより、会社として必要最低限のルールとしての会社法制を守っているだけでは、会社が成長・発展していくことはできない。

会社が新たな取引先を開拓すべく取引先からの信用を得るためには、コーポレートガバナンスの仕組みを整備し、情報開示を進めることが重要である。また、必要な資金を調達すべく金融機関の与信の拡大を目指すためにも、これらの取組は重要である。いずれにせよ、会社が成長・発展していくためには、このような取組により、外部からの信頼を得ることが不可欠である。

会社法制は、成長を目指す中小企業が、必要最低限のルールを満たした上で、積極的に情報開示することや監査などの面においてより整備されたコーポレートガバナンスの仕組みを選択できるような制度とすることが必要である。

また、経営者の側も強く自覚し、必要最低限のルールを遵守するとともに、取締役や監査役が経営の向上に実質的に機能するようにするなど、中長期的な成長の視点から、会社制度を積極的に活用していくことが期待される。

3 . 具体的な論点

設立

○ 最低資本金規制

株式会社、有限会社について、最低資本金規制を大幅に引下げ又は廃止すべき。

【現行制度】

株式会社は1千万円（商法 168 条の4）、有限会社は3百万円（有限会社法 9 条）の設立時の最低資本金が必要。

【現行制度の趣旨】

最低資本金制度の趣旨は、有限責任の制度的裏付けとして、会社債権者保護のため、会社財産を一定金額以上確保することにある。

また、株式会社・有限会社形態を選択できる企業規模の規制（あまりにも小規模な会社の濫設防止）という意味合いもあるとされている。

【見直しの方向性】

- 90 年代後半以降、我が国の廃業率が開業率を上回り、直近では開業率約 3 . 1 %、廃業率約 4 . 5 %となるなど、創業の促進が急務の課題となっている。このため、創業支援のための各種施策を講じられている。
- 近年、ネットビジネスや、高い技術を持った大学発ベンチャーなど低資本での創業が可能となっており、担い手もサラリーマンや主婦などへの広がりを見せる中で、最低資本金規制が創業の障害となっているという指摘が多い。業種にかかわらず一律に最低資本金規制を設けることが、経済環境の変化により経済活動の活性化を阻害しているものと考えられる。
- 現行制度における最低資本金額は、平成 2 年当時のヨーロッパ諸国の最低

資本金額の水準にあわせて決められたものであるが、ヨーロッパにおいても、創業・ベンチャーの活性化の観点から最低資本金額を下げる議論がなされており、我が国においても、時々経済実態に応じながら、会社法制の枠組みを検討することが求められる。

- 他方、最低資本金規制がないと、十分な準備や覚悟なく安易に会社を設立し、事業に失敗する者が増加するという意見もある。創業促進の効果と失敗による社会的なコストを比較する必要があるが、開廃業率の逆転により趨勢として会社数が減少している我が国経済情勢を考慮すれば、創業を阻害する要因を少しでも排除することが必要と考えられる。
- なお、債権者の視点から同規制を考えると、取引先の信用判断に際し何を判断の根拠とするかを尋ねたアンケートでは「資本金の大小で判断する」と回答した会社はわずかとなっている。取引債権者は資本金額の大きさは重視していないことがわかる。

（中小企業庁によるヒアリングより）

「大学の研究者で、法人格を取得したいという者は多い。当初は資本金を必要としない研究所を持ち、いずれは本格的な事業会社として展開したい希望を持っている。」

「女性や学生が簡単なオフィスやお店で一坪ビジネスが展開できるようにしてほしい。そのようなビジネスは300万円もかからずに始められる。」

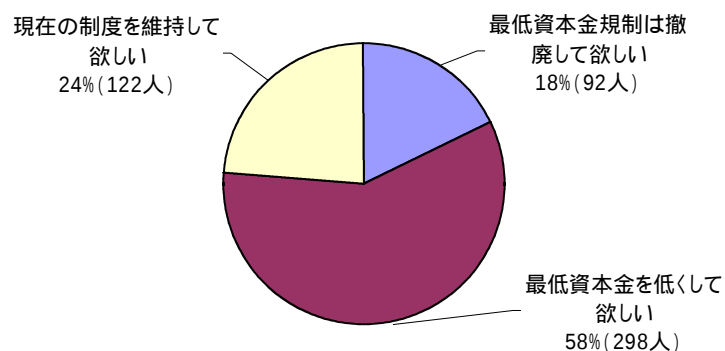
「創業準備段階で各種商談が先行したため、そちらに資金が必要となり、会社設立までなかなかたどり着けず、結果的に多くの取引機会を失ってしまった。」

（創業塾受講生に対するアンケート）

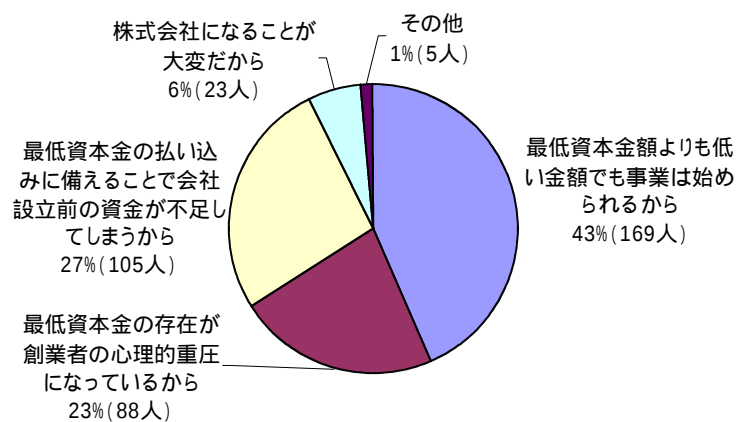
以下は、商工会・商工会議所が実施している「創業塾」の受講生（創業希望者）に対して平成15年3月に行ったアンケート調査である。総回答数は512人。

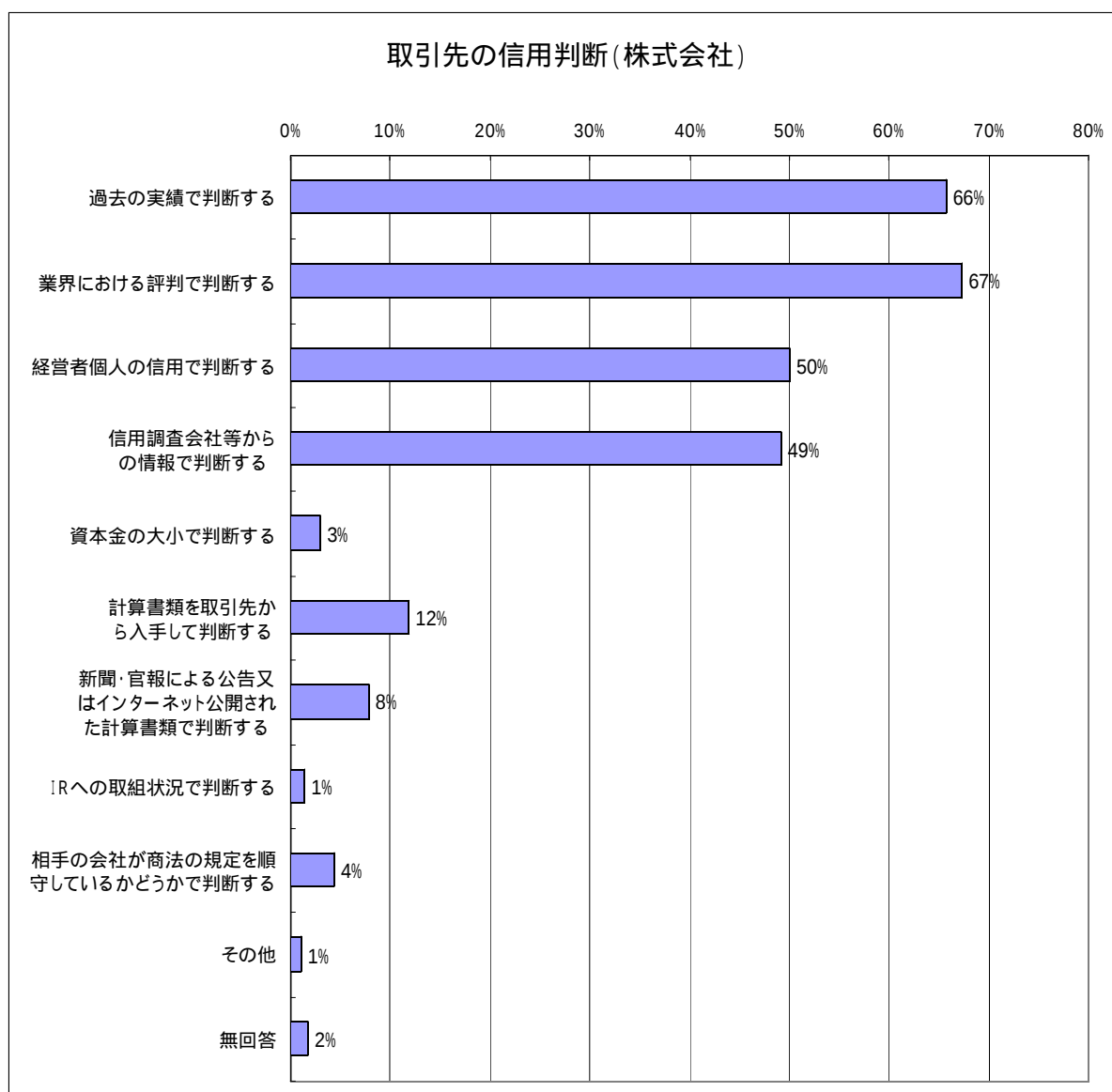
回答者の属性は、将来会社を設立することを考えている者が308人（60％）、個人事業を行うことを考えており、将来も会社設立は考えていない者が162人（32％）、既に会社を設立した者が42人（8％）となっている。

最低資本金規制の是非

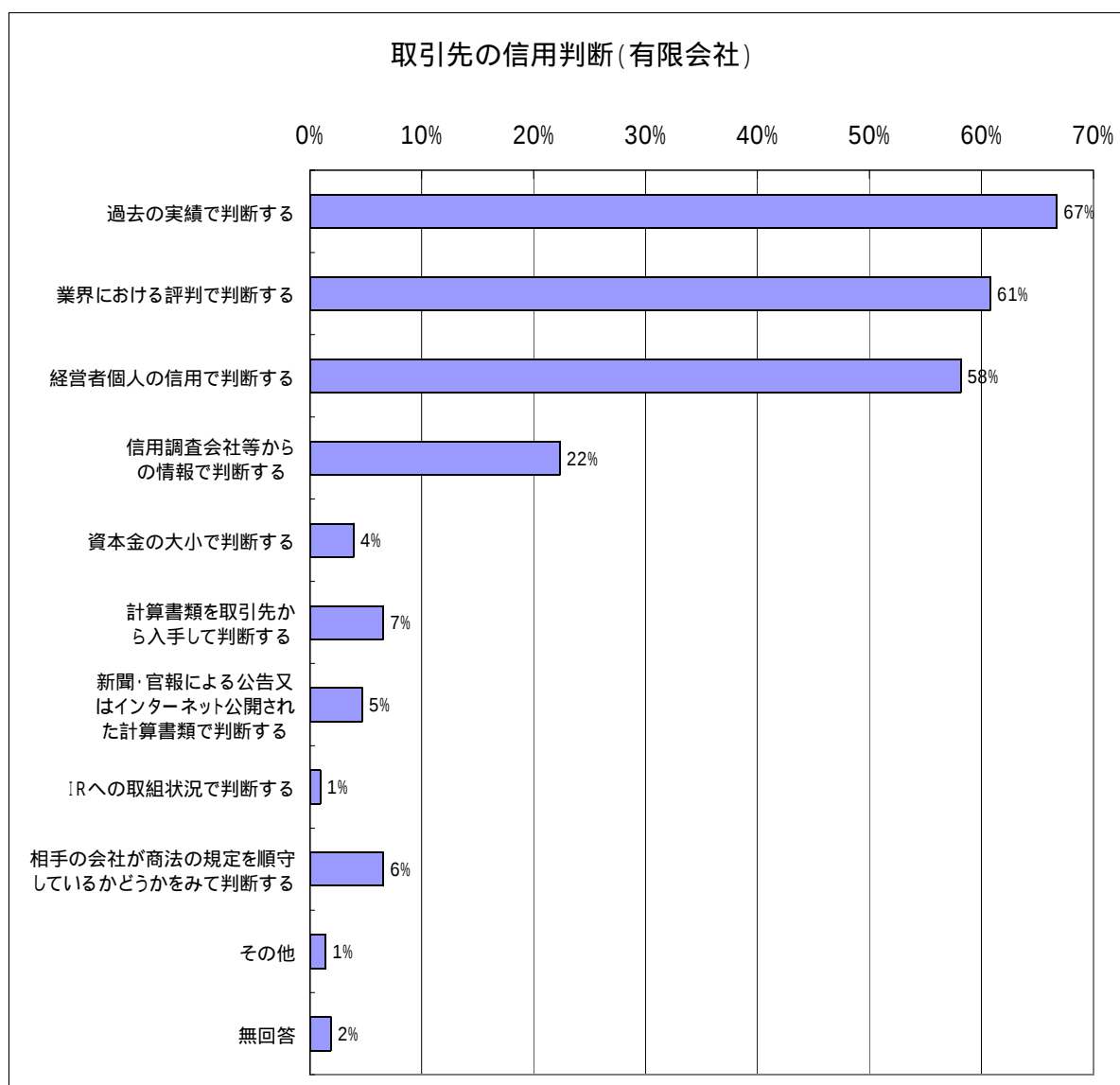


最低資本金制度の撤廃・縮小を望む理由





(出所) 平成15年中小企業庁実施アンケートより(以下注がない限り同様)



(参考)

昨年の臨時国会で成立した中小企業挑戦支援法においては、新事業創出促進法の改正により、最低資本金規制の特例が設けられた。これにより、一定の条件のもと、株式会社・有限会社の設立に際し、設立後5年間は当該規定が適用されないこととなった。本年2月より施行され、4月11日現在で、申請が1507件となっている。

（諸外国の最低資本金制度）

諸外国においては最低資本金制度は存在しないか、日本より低い水準となっている。

アメリカ...最低資本金規制なし

イギリス...私会社（非公開会社）について最低資本金規制なし

ドイツ...有限会社が二万五千ユーロ（約３２５万円）

（注：ドイツでは株式会社は四千社しかなく、ほとんどが大企業である。

株式会社の最低資本金は五万ユーロ（約６５０万円）となっている）

フランス...非公募株式会社が三万七千ユーロ（約４８０万円）

有限会社が七千五百ユーロ（約９８万円）

（注：フランスでは、有限会社の最低資本金規制を廃止する方向で現在国会審議中）

○ 会社の目的記載の柔軟化

会社の目的の記載の登記実務の運用を緩和し、包括的な記載を認めるべき。

【現行制度】

株式会社、有限会社は共に、定款に会社の目的を記載することが義務付けられている（商法 166 条、有限会社法 6 条）。登記実務において、 営利事業であること、 違法な事業でないこと、 事業内容が何かが客観的、正確に確定できる程度に明確・具体的であることが要求される。

【現行制度の趣旨】

会社の目的は、会社の権利能力の範囲を制限するものであり、登記実務上、類似商号規制の判断に使用されている。

他人が登記した商号と同一の商号は、同市町村内では「同一の営業」のため

には登記できないため、「同一の営業」の判断基準として用いられている。

【見直しの方向性】

- 実際に登記実務を経験した中小企業からは、語句の使用等が厳格すぎるため、審査に時間と手間がかかるという指摘が多い。新しいビジネスで用いられる用語が認められにくいという問題もある。

また、新たな事業を展開しようとする度に追加する必要があり、負担となっているという意見もある。そのような負担を避けるため、目的として当面行う予定のない事業を数多く記載する会社も出現している。

- 包括的な記載を認める場合には、商号を利用した不正競争にどのように対処するかを検討する必要がある。

現行商法の20条では不正競争の目的による類似商号の使用に対して、差止請求・損害賠償請求が認められており、21条では、不正の目的をもって他人の営業であると誤認されるような商号を選定・使用することが禁止されている。したがって、登記実務の運用を緩和し包括的な記載を認め、事後的な救済に委ねても、現在以上に問題が生じることはないと考えられる。なお、会社設立の実務では、事前に発起人自身が類似商号の調査を行っていることが一般的であり、事後的な訴訟を防止する手間がかかる訳ではない。

また、不正競争防止法では、他人がある商号と類似の商号を用いることにより一般公衆を誤認させ、営業上の利益を害する場合には、差止請求・損害賠償請求が認められており、同法の規定でも対処できるという考え方もある。

(中小企業庁によるヒアリングより)

「IT業界で一般的に使われている用語を使おうとしても却下されてしまう。そのような新しい概念の用語使用については登記所の職員の裁量でかなり違いがあると思う。」

「将来のいろいろな可能性を考えて、現在は全く行っていない事業を目的の部分に記載している。今書いておかないと他の会社に取りられてしまう。」

(諸外国の目的規定)

アメリカ...「合法とされるあらゆる活動」のような包括的記載が可能。
イギリス...「一般営利事業会社としての事業の経営」のような包括的記載が可能。

ドイツ...生産又は取引される製品及び商品の種類を会社目的として特定する必要があるが、類似商号の判断基準としては用いられておらず、実務上は日本より緩やかな記載が認められる。

フランス...法的には包括的な記載が認められるが、慣習上業種の内容をある程度具体的に記載している。類似商号の判断基準としては用いられておらず、目的の内容に関する審査は行われない。

機関

○取締役の員数

取締役の員数につき、譲渡制限株式会社については有限会社並みに 1 人で良いこととすべき。
(平成 13 年提言の積み残し項目)

【現行制度】

株式会社においては、最低 3 名の取締役が必要 (商法 255 条)。有限会社においては、1 名以上 (有限会社法 25 条)

【現行制度の趣旨】

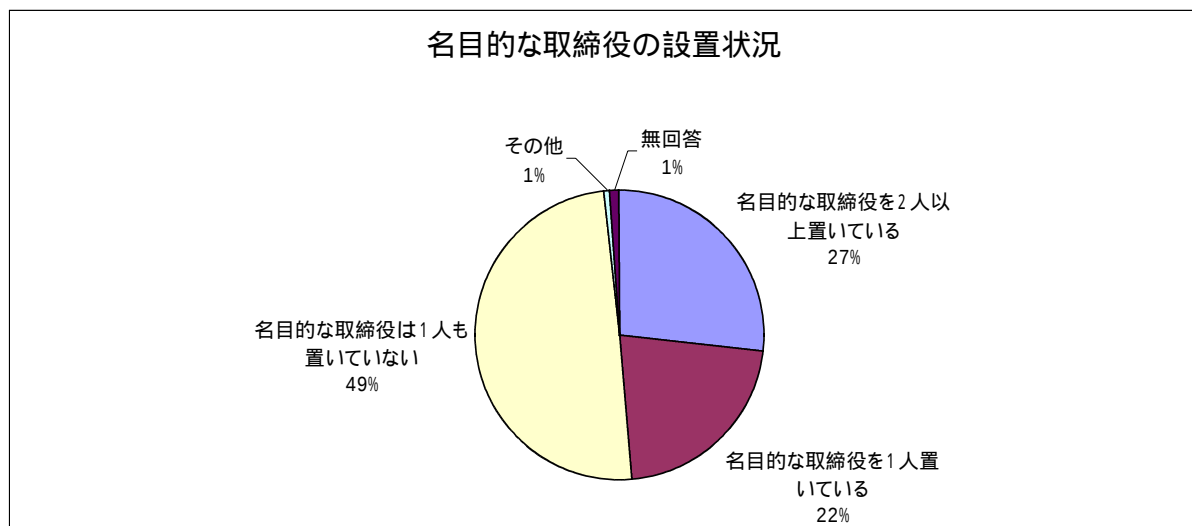
現行商法において、株式会社の取締役人数の最低基準が定められているのは、複数の者を経営に関与させることにより、会社運営の健全性を確保しようとしたこと、取締役会という会議体を構成するには最低 3 人は必要と考えられたことが趣旨と考えられる。

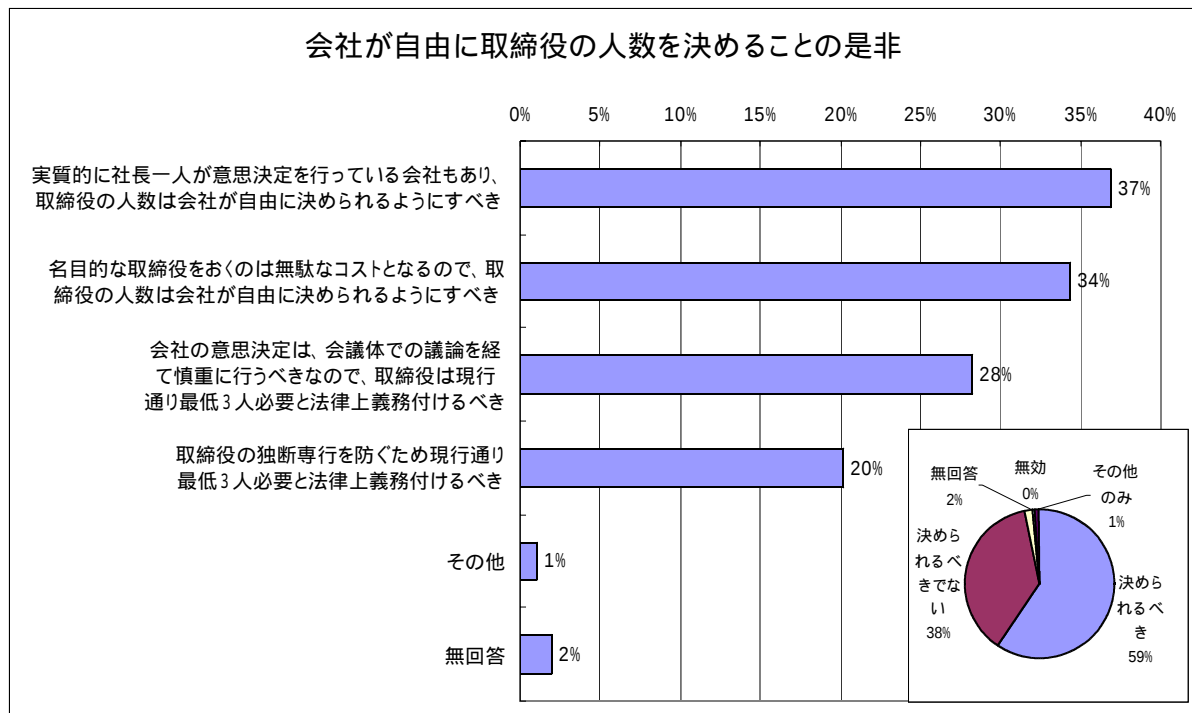
また、本規定が定められた明治 32 年当時は、商法が株式会社を規模が大き

なものと想定したことから、取締役の人数も最低3名としたものとされている。

【見直しの方向性】

- 本規定は、所有と経営が完全に分離した公開会社を想定し、会社が健全に運営されることを目的としているが、一般に譲渡制限株式会社では、家族や知人が、株主となっていることが多いため、株主と経営者の信頼関係が強く、法律が取締役の人数を強制しなくとも会社運営の健全性は確保できている場合が多い。
- 法律が強制しているからということで、名目だけの取締役が置かれることになり、そのため、取締役の責任をめぐる紛争が生じ、経営の安定性をかえって阻害してしまう可能性もある。
- なお、取締役の員数を1名でも可とする場合には、取締役が1名または2名の会社について、取締役会の存在を認めて良いのかについては議論のあるところである。





○取締役会の設置

中小企業が実態にあわせて機関設計できるよう、譲渡制限株式会社における取締役会と代表取締役の設置を任意化し、現行有限会社と同様の扱いとすべき。

【現行制度】

株式会社については株主総会に加え、取締役会と代表取締役の設置が義務付けられている。有限会社は社員総会に加え取締役を置けば良く、取締役各自に代表権が与えられているが、定款又は社員総会の決議により代表取締役を設置することも認められている。

【現行制度の趣旨】

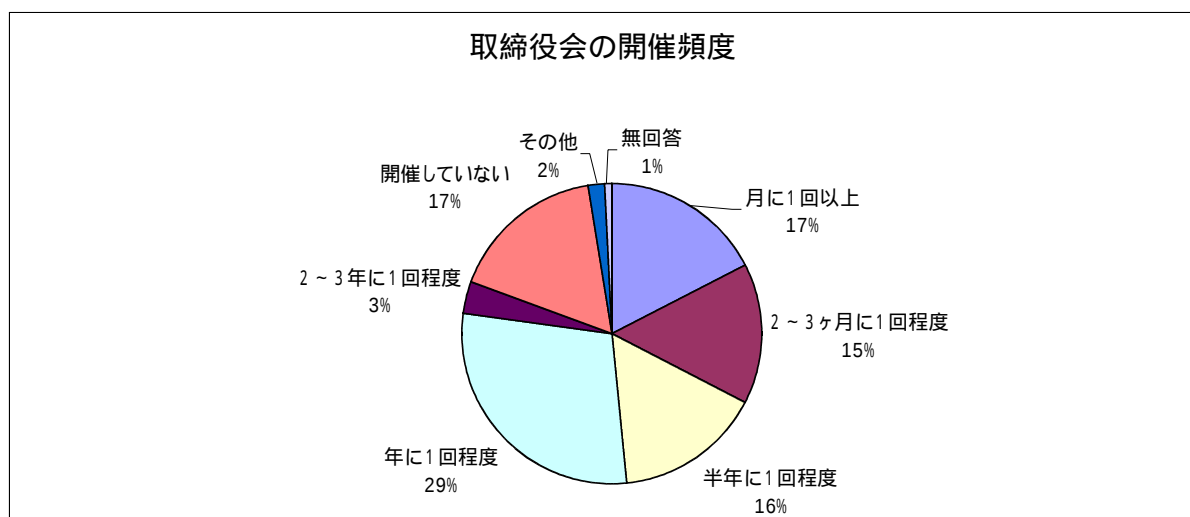
株式会社については所有と経営の分離した大規模な会社という想定の下、業務執行に関する意思決定と代表取締役の職務執行の監視・監督のため、取締役会の設置が義務付けられている。

一方、有限会社は、小規模で閉鎖的な会社という想定の下、取締役が業務執

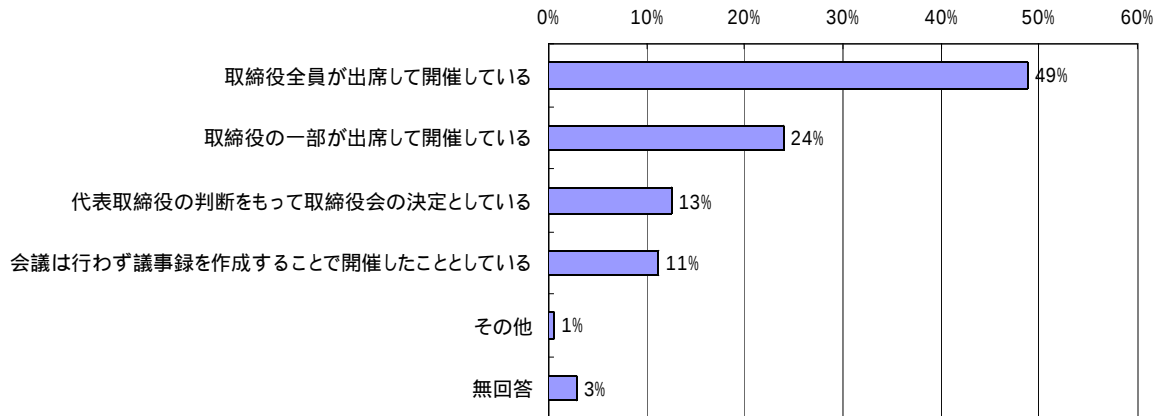
行機関であり、取締役会と代表取締役の機関の分化はない。

【見直しの方向性】

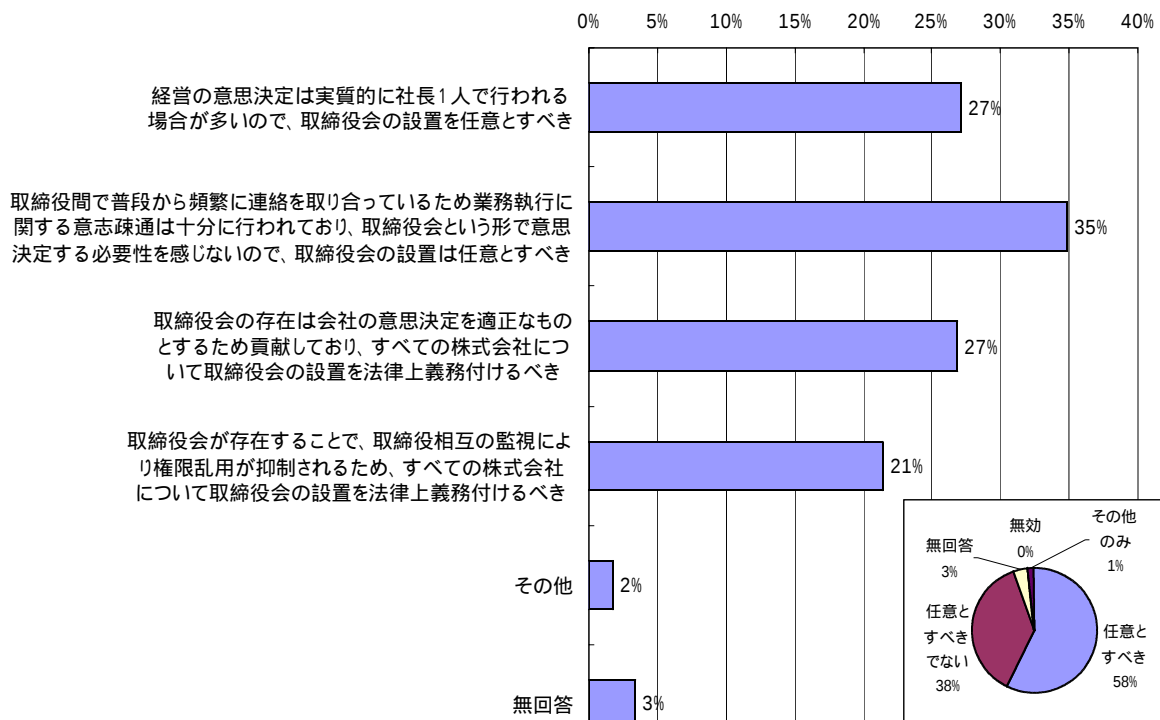
- 譲渡制限会社においては、株主が限られているために、経営者に対するチェックが比較的容易である。経営者と株主の信頼関係が強い場合が多く、このような場合には取締役を監視・監督するための取締役会の実態的必要性が小さく、そのような会社については比較的単純な機関設計とすることにも合理性がある。
- 現行法制の下では、株式会社における機関設計のパターンが限定されている結果、多くの会社において商法の規定に合わせるためだけに名目的な機関が置かれている状況にある。
- なお、任意化した際に、競業取引や自己取引の承認等、従来の取締役会決議事項についていかなる手当をするかという権限配分の問題が生じる。取締役権限とするか総会権限とするか、現行有限会社法も参考としつつ、検討する必要がある。



取締役会の出席状況



取締役会の設置任意化の是非



(株式会社における取締役会決議事項)

有限会社においては社員総会決議事項とされているもの

- 譲渡制限株式の譲渡承認・相手方指定 (204 条)
- 自己株式の処分・償却・子会社からの買受け (211 条)
- 代表取締役の選任 (261 条)
- 取締役の競業取引の承認 (264 条)
- 取締役の利益相反取引の承認 (265 条)
- 新株発行 (280 条の 2)
- 小会社における取締役・会社間の訴訟の会社代表者の決定

(商法特例法 24 条)

有限会社においては取締役又は取締役過半数の決定とされているもの

- 重要な財産の処分・譲受け (260 条)
- 多額の借財 (260 条)
- 支配人その他重要な使用人の選任・解任 (260 条)
- 支店その他重要な組織の設置・変更・廃止 (260 条)
- 以上と同等の「重要な業務執行」(260 条)
- 株主総会の招集 (231 条)
- 計算書類・附属明細書の承認 (281 条)

有限会社においては認められていないもの

- 株式分割 (218 条)
- 所在不明株主の株式の競売等 (224 条の 4)
- 新株予約権の発行 (280 条の 20)
- 社債の発行 (296 条)
- 新株予約権付社債の発行 (341 条の 3)
- 法定準備金の資本組入れ (293 条の 3)
- 中間配当 (293 条の 5)

○取締役の任期

取締役の任期につき、譲渡制限株式会社については有限会社並みに自由に決められることとすべき。 （平成13年提言の積み残し項目）

【現行制度】

株式会社においては、取締役の任期は二年となっている（商法256条）。有限会社においては、取締役の任期について、法定の制限はなく、辞任・解任・欠格事由等がない限り任期が続く。

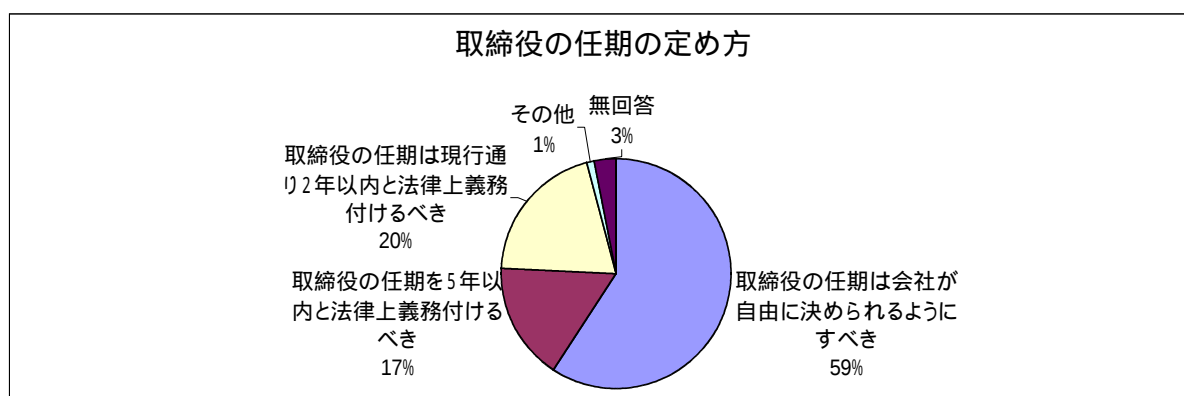
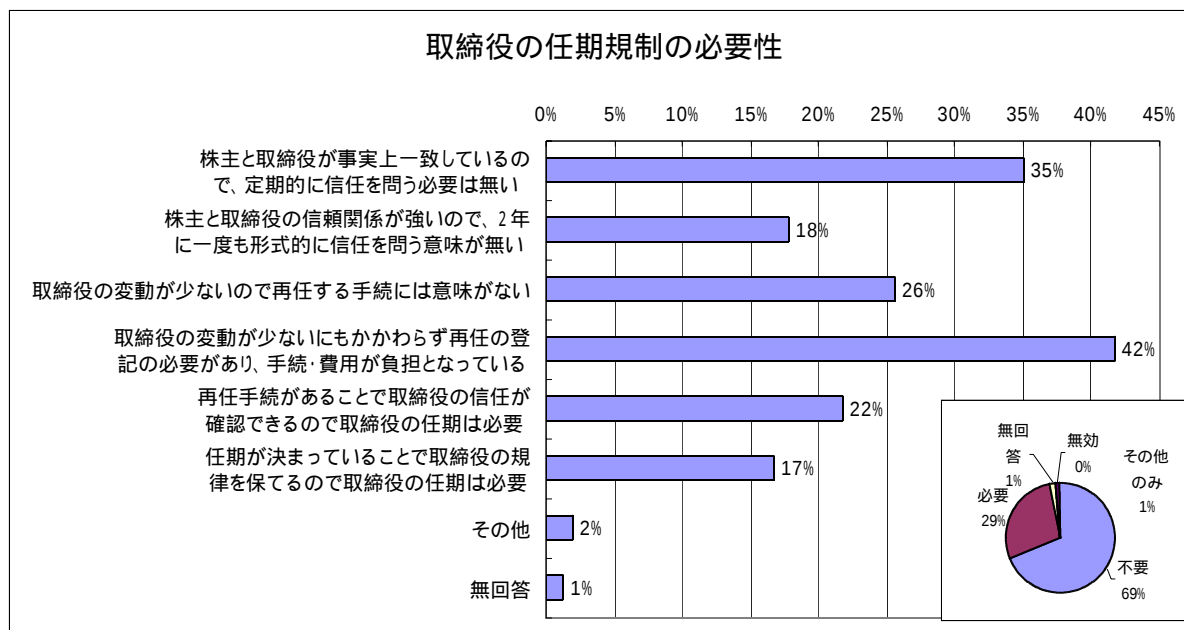
【現行制度の趣旨】

株式会社において取締役の任期が法定されている趣旨は、定期的に取り締役の株主による信任を行うことで、取締役の地位の安定によって生ずる沈滞又は専横の弊害を防止すること、また、取締役選任の母体である株主が常に変動していることにあるとされている。

有限会社においては、所有と経営が一致していることが前提であるため、定期的に社員の信任を問う必要がないことから、任期の制限がない。

【見直しの方向性】

- 現行の任期制限の趣旨は、所有と経営が分離した会社が前提となっているが、株主と取締役の信頼関係が密接な譲渡制限株式会社では、株主構成がほとんど変動せず、また、取締役の構成メンバーも長期間固定していることも多い。そのような会社においては、それぞれの事情にあわせ、株主の承認のもと任期を自由に決めても、現行制度の趣旨を没却することにはならないと考えられる。
- また、現行制度においては、取締役を再任するたびに登記をする必要があり、その手続や費用が中小企業の負担になっているという指摘も多い。



○取締役会の書面決議

譲渡制限株式会社において、取締役全員の同意を要件に取締役会の書面決議を認めるべき。
(平成13年提言の積み残し項目)

【現行制度】

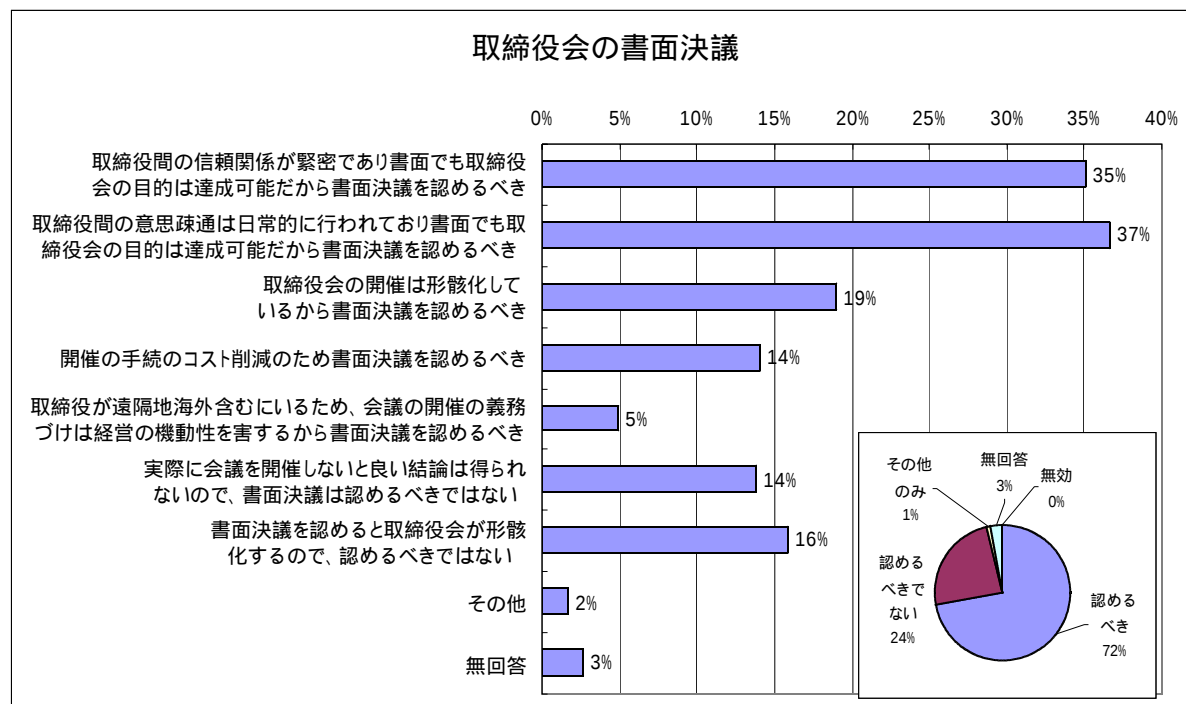
取締役会の決議は、会議の物理的な開催が前提となっている（商法260条の2）。テレビ会議は認められると解釈されている。また、電話会議は、取締役の全員がそれに同意すれば認められると解釈されている。

【現行制度の趣旨】

会議の開催が義務付けられているのは、取締役を対面させることで各自が意見を述べ十分議論を尽くさせるという趣旨。

【見直しの方向性】

- IT関係の技術が発達・普及した現代においては、対面した上での話し合いによらない意思疎通の手段も格段に整備されつつあり、必ずしも意思決定について対面を前提とする必要はないものと考えられる。
- 多くの中小企業では、取締役同士日常的に意思疎通が行われており、特に全員をそろえて取締役会を開く実益に乏しいことが多い。取締役の合意を前提とするならば、案件によっては書面による決議で済ませた方が合理的な場合がある。
- 取締役会の書面決議は、従来からの要望事項であり、「中小企業政策の視点からの商法改正について（平成13年1月）」においても改正すべき項目として掲げられている。



(諸外国の取締役会の書面決議)

アメリカ...取締役全員の同意を条件に認められている

イギリス...原則、取締役全員の同意を条件に認められており、定款で全会一致に満たない数をもって決議要件とすることもできる

フランス...認められていない

ドイツ...認められている

○ 監査役の設置

中小企業が実態にあわせて機関設計できるよう、例えば譲渡制限株式会社における監査役の設置を任意化すべき。

【現行制度】

株式会社については設置が義務付けられている。有限会社については設置は任意。なお、大会社（資本金 5 億円以上又は負債総額 2 0 0 億円以上）は、企業不祥事の防止のため、監査機能の経営者からの独立性を高めることを目的として、半数以上の社外監査役を含めた三人以上の監査役による監査役会の設置が義務付けられている。また、大会社は会計監査人を設置しなければならない。

【現行制度の趣旨】

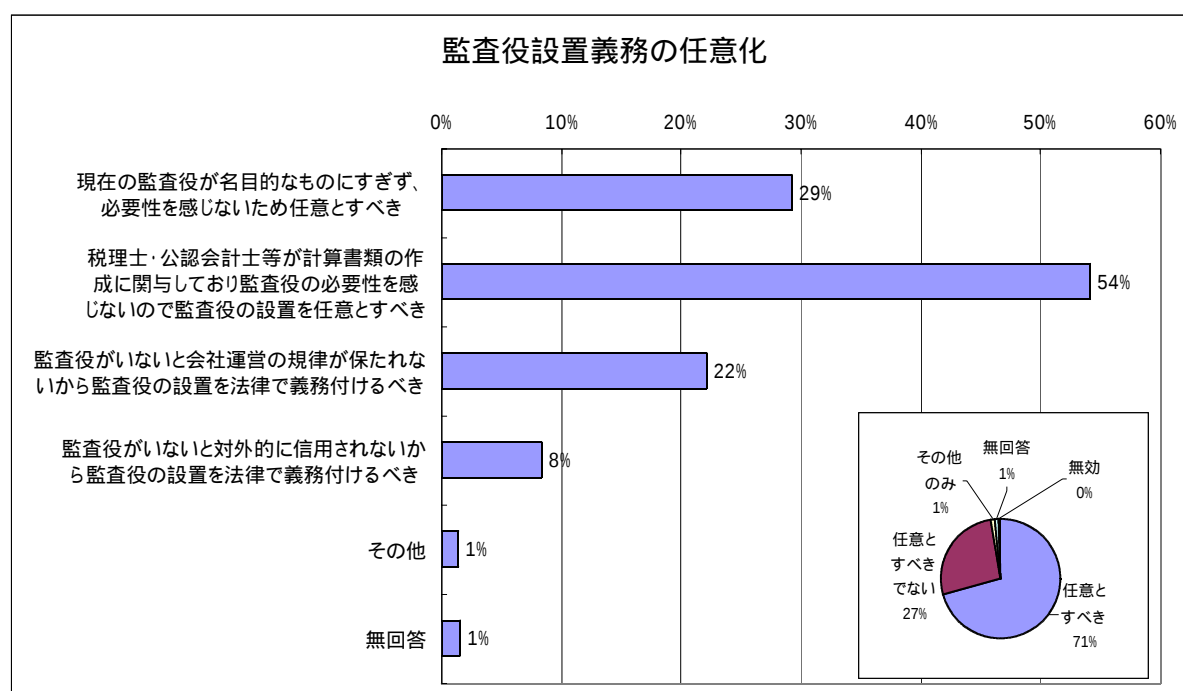
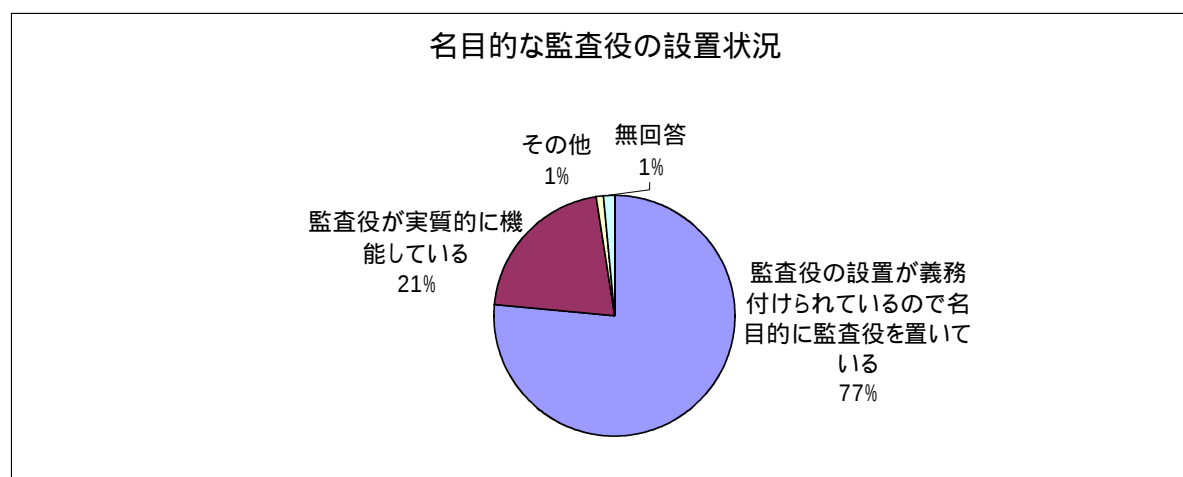
株式会社については所有と経営の分離した大規模な会社という想定の下、株主に代わって会社の経営を監視する専門の機関として、監査役の設置が義務付けられている。有限会社については、規模および社員の関係の緊密性から、社員による監視も可能と考えられるので、任意の機関とされる。

【見直しの方向性】

- 譲渡制限株式会社においては、株主が限られており、経営者と株主の信頼関係が強い場合が多く、そのような会社については監査役がなくとも株主による監視で十分な場合も多いと考えられる。このことは、現行有限会社法に

において、監査役の設置が任意であることから、合理性があると考えられる。

- 現行法制の下では、株式会社において監査役の設置が義務付けられているため、中小規模で必ずしも監査役を置く実態的な必要性が乏しい会社において、商法の規定を守るためだけに名目的な監査役が置かれている状況にある。
- なお、監査役の権限は、現在小会社について会計監査権限のみとされているが、中小企業が成長に応じて制度設計できるようにするという観点から、定款の定めにより、業務監査権限も任意に付与することができるようにするべきである。



株式・持分

○自己株式（持分）の取得

自己株式（持分）の取得について、定時総会だけでなく、期中の総会決議でも可能とすべき。

【現行制度】

株式会社、有限会社において、自己株式（持分）を買い受けるには、決議後最初の決算期に関する定時総会の終結の時までに取得する株式の種類、数、取得価額の総額について、定時総会で決議する必要がある（商法 210 条、有限会社法 24 条）。

【現行制度の趣旨】

自己株式（持分）取得の決議が定時総会に限られているのは、自己株式（持分）の取得を配当可能利益の処分と似た性質と考え、債権者保護のため取得財源を配当可能利益に限定しているため。

【見直しの方向性】

- 現行商法でも譲渡制限株式の売渡請求により、会社が株式の譲渡の相手方となった場合は、期中に総会の特別決議により、中間配当の限度額から、売渡請求時点までになされた中間配当の金額を控除した金額を限度として、自己株式を取得できる。
- 一方、中小企業のニーズとして、相続などが起こり、突発的に自己株式か持分を買い受ける必要性が生じた時、現行法では対応できないといった意見がある。

○相続・合併時の株主移転の制限

譲渡制限会社においては、定款の定めにより、ある者が譲渡以外の事由（相続・合併）により譲渡制限株式（持分）を取得した場合には当該会社の承認を要することとする等、株主の分散を防止する措置をとることができるようにすべき。

（平成13年提言の積み残し項目）

【現行制度】

商法、有限会社法は、株式（持分）は譲渡することができる旨を定めているが、その相続については規定が設けられていない。

現行商法・有限会社法においては、株式（持分）移転について制限可能なのは譲渡の場合だけであり、相続や合併時の地位の包括承継による移転については制限する手段がない。

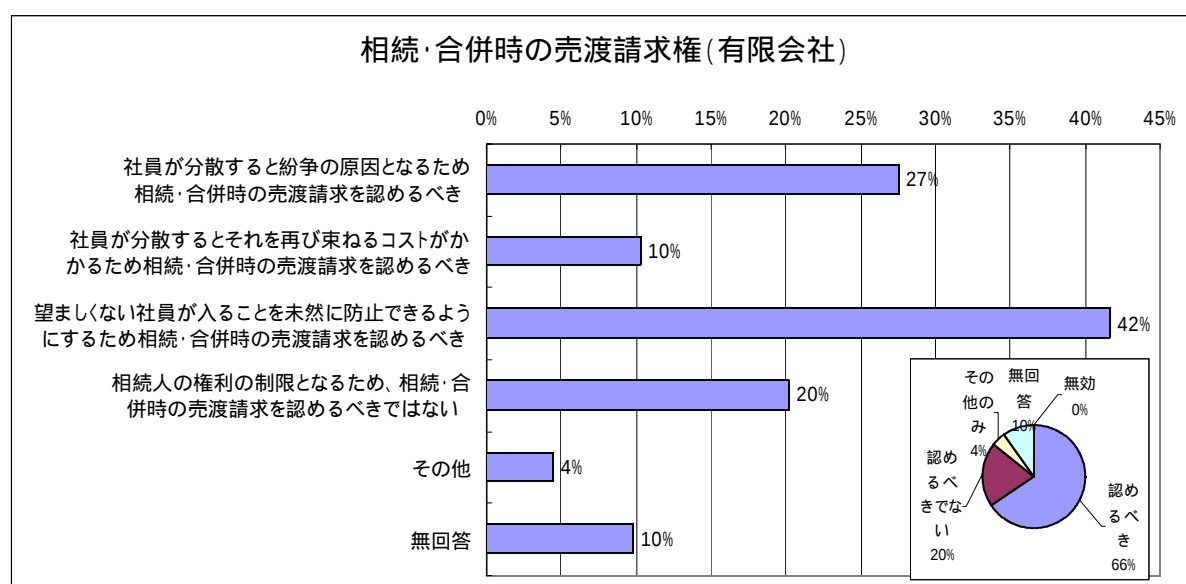
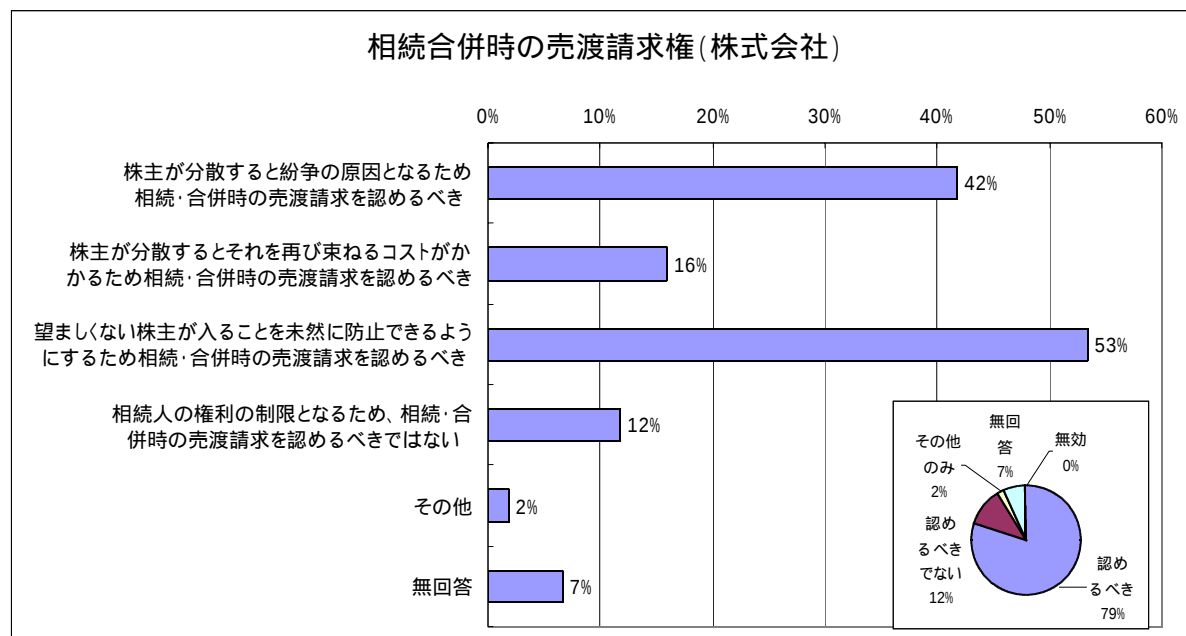
【現行制度の趣旨】

株式（持分）を会社における社員の地位を意味すると解する通説・判例によると、株主（社員）の権利は一身専属的な権利ではないとされ、相続の対象となると考えられている。

【見直しの方向性】

- 譲渡制限会社においては、相続や合併による株主の地位の変動や、株主（社員）構成の分散によって、円滑な会社経営に支障を来すケースが少なからずある。特に、中小企業の経営者が高齢化している今日、円滑な事業承継に係るニーズは一層大きなものとなりつつある。
- 既に商法においては、株式譲渡制限によって会社がその株主関係を維持することを認めており、その趣旨を貫徹するためにも、相続や合併による場合にも、会社にとって好ましくない者を排除できることとするのが適当であると考えられる。

- 相続・合併時の株主（社員）分散対策の具体的な制度としては、相続・合併時に会社からの株式（持分）売渡請求権を認めることや、譲渡制限株式の譲渡承認と同様の仕組みを設けること等が考えられるが、制度を複雑にしないという観点から後者がより適切と考えられる。



計算

○ 計算書類の公告

計算書類の公告義務について有効性を検証し、義務の必要性も含め見直すべき。

【現行制度】

株式会社は、新聞又は官報に貸借対照表又はその要旨を公告しなければならない（インターネットで貸借対照表を公開することで公告に代えることができる）（商法 283 条）。

有限会社は公告の義務なし。

【現行制度の趣旨】

株式会社の公告義務の趣旨は、有限責任の制度的裏付けとして、新たに会社と取引しようとする相手方に会社の財務状態を知る手段を提供し、調査にかかる取引コストを削減するというにある。

一方、有限会社に公告義務が課されていないのは、有限会社の非公開性を考慮して開示手続を緩和したものである。

【見直しの方向性】

- 計算書類の公告については、平成 13 年の商法改正において、従来の新聞・官報によるものに加え、新たに計算書類のインターネット公開が認められた。これにより開示の実施率が向上しているかどうかは現時点では明らかではないが、現状では、9 割以上の会社が計算書類の公告を実施していないと言われている。この最大の原因は、中小企業にとって公告の実益が感じられていないことにある。
- 公告の利用者の側からみると、金融機関や大手取引先については、中小企業から直接財務情報を入手しており、公告の利用者となりうるのは、まだ新たに取引に入っていない中小企業同士ということになると考えられる。中小

企業の信用判断の実態を見ると、業界での評判や過去の実績、経営者個人の信用度、民間の調査会社の情報等により判断しており、公告が行われていないことに特段不都合を感じていない。

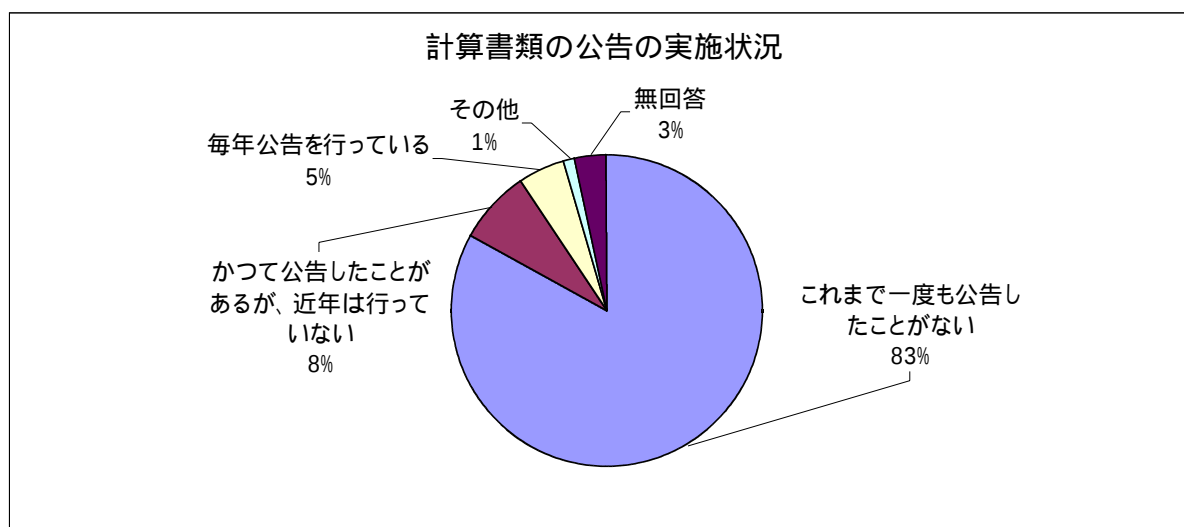
- 公告を実施する側からみると、中小企業経営者の考え方として、民間調査会社には必要に応じて財務情報を出す、経営上の必要性和無関係に広く一般に財務情報を公開することには、実益を感じられないというのが実態である。さらに、競争相手に財務情報を知られること、取引先からの単価切り下げ要求をされることに対して強く不安を感じている。
- このような実態を反映して、現行の商法の規定が多くの中小企業において遵守されていないことは、法制度としての公告義務の有効性について十分検証していく必要があることを示しているとも考えられ、法律による罰則付きの義務により強制する必要性も含め、見直しをすべきである。
- もちろん、取引先や金融機関から信用を得て、成長を目指す中小企業には積極的に情報を開示しているところもあり、中小企業の経営においてもディスクロージャーの重要性はますます高まっている。特に、近年、これまでの土地担保に依存した融資に過度に依存することができなくなっている中で、中小企業の財務情報の開示は、法律による強制としてではなく、市場の要請としてこれまで以上に求められるようになってきている。今後は、積極的に情報開示に取り組む中小企業ほど、取引を拡大し資金調達が円滑になる傾向が強まると考えられ、中小企業がこのことを十分認識し、自ら情報開示に努めていくことが必要である。
- こうした状況を受け、中小企業のディスクロージャーを促進するという観点から、中小企業庁においては、昨年「中小企業の会計に関する研究会」を開催し、中小企業にとって望ましい会計のあり方についての報告書を取りまとめ、その普及に努めているところである。

また、日本税理士会連合会においては、この「中小企業の会計のあり方」

を踏まえて計算書類が作成されていることを確認する取組みも始まっている。今後、金融機関等が、精度の高い財務諸表を整備する中小企業について、融資等資金供給上のメリットを与えるなどの取組みを行っていくことも、中小企業が計算書類を充実させるインセンティブになるものとして期待される。

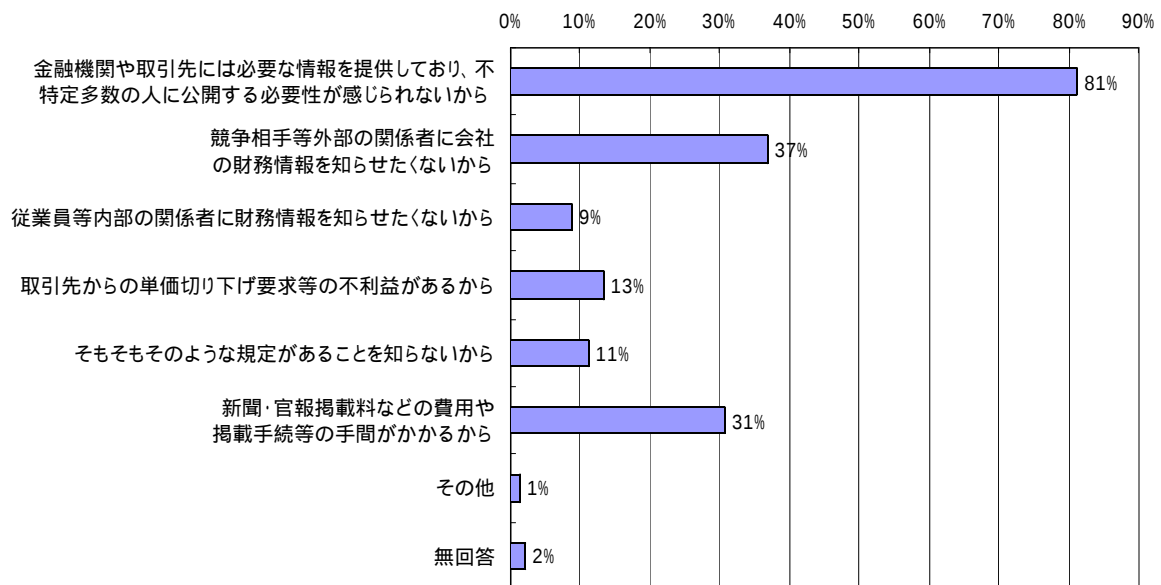
全国中小企業団体中央会においては、「中小株式会社の貸借対照表の公開支援システム」により、中小企業のディスクロージャーを支援している。

- なお、これまで公告義務が課されていなかった有限会社については、多くの株式会社が公告を行っていない現状を鑑みれば、公告義務を課さないこととするべきである。

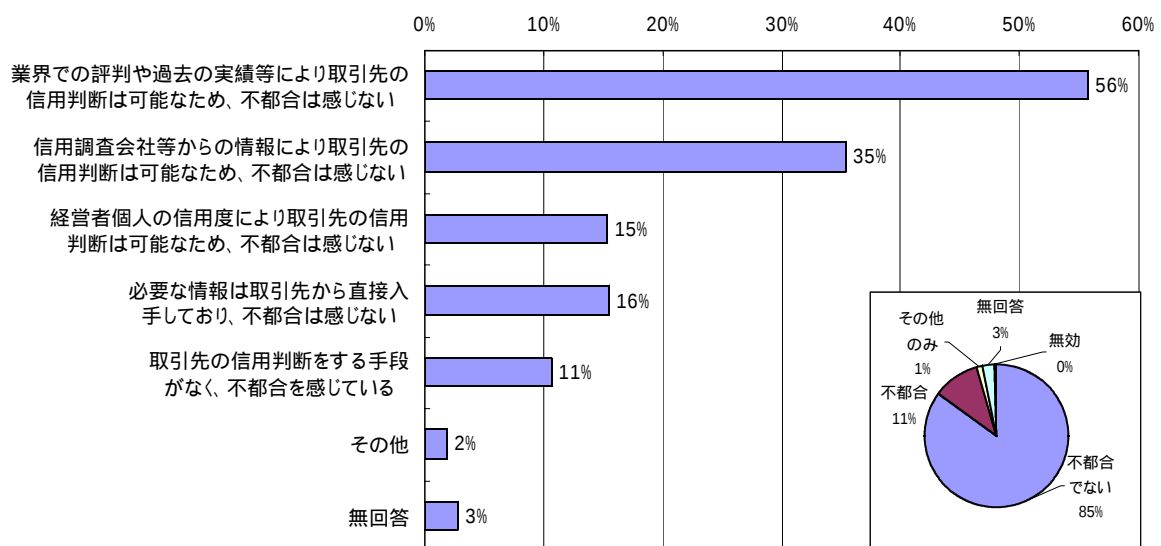


(出所) 平成12年(財)中小企業総合研究機構実施アンケートより

計算書類の公告がなされない理由



計算書類の公告がなされないことによる不都合



合名会社・合資会社

○一人会社の存続

合名会社・合資会社についても一人会社を認めるべき。

【現行制度】

現行商法では合名会社・合資会社について最低二人の社員が必要となっており、社員が一人となることは解散原因とされている。また、合資会社については、有限責任社員が無限責任社員のどちらかが全員退社したことも解散原因としている（商法 94 条、162 条）。ちなみに、株式会社・有限会社は一人会社が認められている。

【現行制度の趣旨】

そもそも会社は社団であり、社員が一人になれば社団性を失うということで、一人会社は認められていない。

【見直しの方向性】

- 実態として、合名会社・合資会社の社員は、最低人数（二人）で運営されている場合が多い。現行法においても、社員が一人になっても、すぐに補充すれば会社を存続できることになってはいるが、現実には社員（特に無限責任社員）のなり手を確保することは難しく、一人会社を認めるニーズは存在すると考えられる。
- 現行法上一人会社が認められないのは、会社の社団性の故とされるが、民法上の公益法人では社員が一人になることが解散原因とされていないことから、その理屈は根拠とならないと考えられる。また、株式会社・有限会社においては一人会社が認められている（潜在的社団性の考え方による）が、結局はこれも実質的に一人会社を認める必要と実益があることによる政策判断と考えられる。

(中小企業庁によるヒアリングより)

「合名会社を経営しているが、社員は兄弟二人のみであり、無限責任社員
のなり手が今のところおらず、事故等で死亡した時が不安である。」

「合名会社は若い人が小資本で会社を始められる形態。創業の促進という
観点からは社員が一人でも良いとすべきではないか。」

○ 合名会社・合資会社の有限会社・株式会社への組織変更

合名会社・合資会社から有限会社・株式会社への組織変更を認めるべき。

【現行制度】

現行商法では、合名会社・合資会社から有限会社・株式会社への組織変更は認められていない。

【現行制度の趣旨】

人的会社である合名会社・合資会社と物的会社である有限会社・株式会社という性質の違いから、両者間の組織変更はできないものとされている。

【見直しの視点】

- 現存する合名・合資会社の中には、人的会社で事業を始めたものの、株式会社へ組織変更したいというニーズは多い。現行法で株式会社化を行うには、別途株式会社を設立して合併させるなど、無用なコストがかかることとなる。
- 現行制度においても、株式会社と合名・合資会社の合併は認められているのであるから、債権者保護の手续さえ行えば組織変更を認めても問題はないものと考えられる。また、「中小企業団体の組織に関する法律」においては、中小企業組合から株式会社、有限会社に組織変更することが認められている。

(中小企業庁によるヒアリングより)

「ソフトウェア開発会社で、当初合資会社でスタートしたが、将来的には株式公開も視野に入れている。株式会社への組織変更ができるとありがたい。」

「戦前から合名会社で経営を続けているが、代替わりを契機に株式会社にしようと思っている。わざわざ別途株式会社を設立するのは面倒でこれまでやってこなかった。」

LLC

合名会社や合資会社を含めた会社法制全体の在り方を考える際には、LLCのような制度を我が国にも導入することも検討すべき論点と考えられる。LLCは、構成員全員の有限責任制と課税のパススルー（団体段階では非課税、構成員に所得税課税）という特徴を備えた組織であり、米国では盛んに利用されている。その利用者は、必ずしも中小企業に限られるものではないが、中小企業政策の観点からも、ベンチャー企業の創業時の形態、小規模事業を行う際の形態として選択肢が広がることとなると考えられる。

従来我が国にはなかった形態であるため、我が国の会社法制、組合法制、租税法制との整合性についての十分な検討が必要と考えられる。なお、現在経済産業省において、「有限責任組織（LLC等）に関する研究会」が開催され、LLCを含めた有限責任組織についての検討が進められている。

4．株式会社・有限会社の会社法制的あり方について

以上に述べた論点について見直しが行われた場合、有限会社法と譲渡制限株式会社の規定に大きな相違はなくなることとなる。実態を見ても、譲渡制限会社の株主（社員）と経営者との関係には差があるとは言い難い。

その結果、法制的には、有限会社法制を株式会社法制に一本化してはどうかという議論も予想される。それにより、中小企業の実態に相応しい、わかりやすく親しみやすい会社法制が整備されるのであれば、望ましいことと考えられる。その際には下記の諸点について十分に配慮することが必要である。

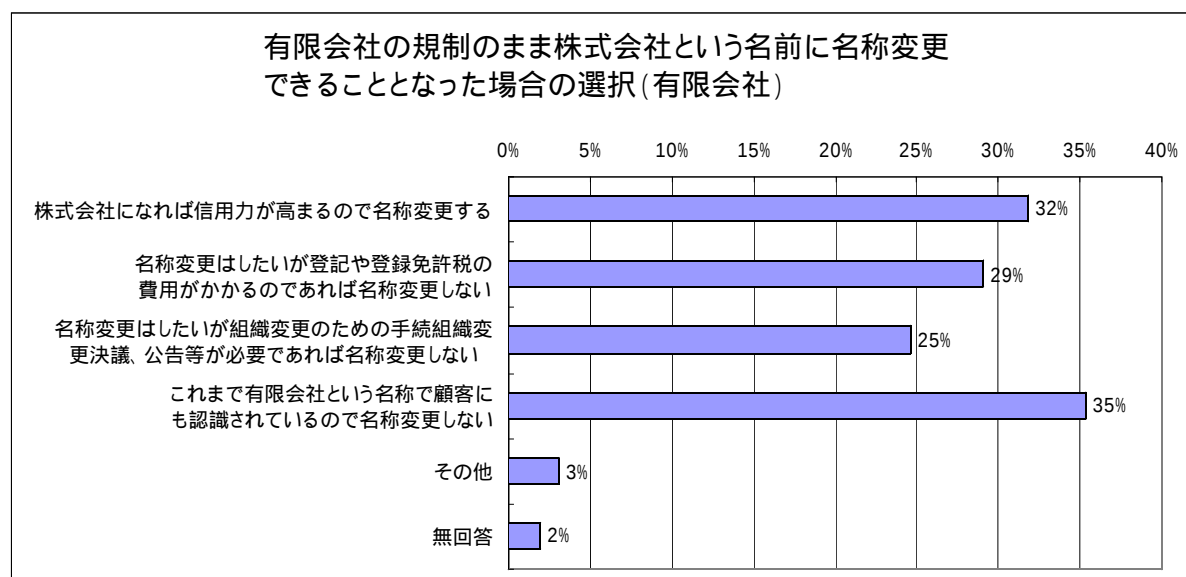
既存の会社については、商号（〇〇有限会社、〇〇株式会社）が従来通り使用できるようにすること

定款変更等何らかの手続について過度の負担が生じないこと（登記手続や費用、登録免許税も含む）

既存の会社にとって規制強化とならないこと（従来の運営の維持）

名称や法律の規定の仕方によって、譲渡制限会社に対する差別感が出ないようにすること

なお、会社法制的あり方がどのようなものになるにせよ、株主の移動が少ない会社を示す呼称として、「閉鎖会社」という言葉を用いることは、中小企業に対する悪いイメージを与えかねないため、法律の条文等で用いるべきではない。



(参考：平成１５年実施アンケートについて)

本資料で用いられているアンケートは、中小企業庁が、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の協力により平成１５年２月に実施したものである。３団体の会員企業に、各団体を通じて配布、回収を行った。

配布総数は、株式会社４０５１社、有限会社２０２０社であり、回答があったものが株式会社３１３５社（回収率約７７％）、有限会社１６１９（回収率約８０％）となっている。

資本金		株式会社		有限会社	
		回答数	構成比率	回答数	構成比率
1	3百万円以上～5百万円未満	-	-	1,063	65.7%
2	5百万円以上～1千万円未満	-	-	375	23.2%
3	1千万円以上～3千万円未満	2,144	68.4%	146	9.0%
4	3千万円以上～5千万円未満	453	14.4%	21	1.3%
5	5千万円以上～1億円未満	298	9.5%	1	0.1%
6	1億円以上～3億円未満	122	3.9%	0	0.0%
7	3億円以上～5億円未満	49	1.6%	0	0.0%
8	5億円以上	44	1.4%	0	0.0%
	無回答	25	0.8%	13	0.8%
	合計	3,135	100.0%	1,619	100.0%

【参考】

中小企業政策審議会企業制度部会 委員名簿

(敬称略)

部会長	小川 英次	中京大学学長
	在原 和子	東京地方税理士会副会長
	上野 保	東成エレクトロビーム株式会社代表取締役社長
	江頭 憲治郎	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	江崎 格	商工組合中央金庫理事長
	唐津 一	東海大学客員名誉教授
	倉島 光一	株式会社倉島商店代表取締役会長
	見学 信敬	中小企業総合事業団理事長
	品川 芳宣	筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授
	篠原 徹	日本商工会議所常務理事
	数納 幸子	株式会社医学生物学研究所代表取締役会長
	瀬賀 孝子	株式会社W I T代表取締役
	田中 建二	日本大学経済学部教授
	都村 忠弘	全国商工会連合会理事
	富永 和信	全国中小企業団体中央会副会長
	鳥飼 重和	鳥飼総合法律事務所弁護士
	西岡 幸一	株式会社日本経済新聞社論説副主幹
	引馬 滋	C R D運営協議会代表理事
	堀 信夫	株式会社山城精機製作所代表取締役社長
	前田 庸	学習院大学名誉教授
	村上 政博	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授